資料２－３

民間資金等活用事業推進委員会　第12回計画部会
会議資料

平成30年3月22日（木）

ひと、くらし、
みらいのために

厚生労働省　医薬・生活衛生局　水道課

「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改訂版）」の進捗状況

PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）に掲げる具体的取組	平成29年度末までの取組
次に掲げる措置等により、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。合わせて、既に検討に着手している案件について、事業開始まで切れ目ない支援を行うことにより、コンセッション事業の着実な導入促進を図る。	平成29年9月から新たに宮城県村田町が資産評価に着手し、宮城県、浜松市等を含む合計6自治体が資産評価（デューデリジェンス）に着手する等のコンセッション事業の具体化に取り組んでいる。その他、9自治体において、コンセッション方式を含む官民連携に向けた検討が行われている。 これらの15自治体と定期的に意見交換を実施することにより切れ目ない支援を行っている。
水道法の一部を改正する法律案が成立した場合、水道事業におけるコンセッション制度の運用について、事業の安定性、安全性、持続性の確保に留意するとともに、新たな許可制度の運用について詳細を検討する。	平成29年９月28日に衆議院が解散し、水道法の一部を改正する法律案は審議未了により廃案となった。平成30年３月９日に同法案が閣議決定され、同日、第196回通常国会に提出された。今後、同法案の早期の成立を目指すとともに、新たな許可制度の運用について詳細に検討する予定。
水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。	水道分野における官民連携推進協議会において、他分野の先進事例である公共下水道におけるコンセッション事例（浜松市）や工業用水道分野の動向等に関する情報提供等を実施するとともに、宮城県・奈良市・浜松市など先進的に取り組む水道事業者に対して定期的に技術的助言や意見交換を行った。

水道法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1．関係者の責務の明確化

①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2．広域連携の推進

①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3．適切な資産管理の推進

①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4．官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5．指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3．②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。）

水道分野における官民連携推進協議会

我が国の水道分野(水道事業及び工業用水道事業)が抱える様々な課題に対して、コンセッション方式を含む官民連携の推進や広域化など多様な形態による運営基盤の強化を推進することが不可欠である。そのため、厚生労働省と経済産業省が連携し、官民連携に一層取り組みやすい環境を整え、水道事業者等と民間事業者との連携(マッチング)を促進することを目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地において開催している。

平成29年度の実施内容例

○先進事例及び国の取組の発表
- 民間事業者の取組発表
  - 管路更新事業における官民連携の導入について
  - 水道事業の現状・課題・将来予測とソリューションの方向性
  - 北海道地域における官民連携事例紹介／官民連携の導入検討について
- 厚生労働省、経済産業省の取組発表

○グループディスカッション
水道事業者は事業が有する課題、民間事業者はそれぞれが有する水道に関する技術・事業内容を発表し、ディスカッションする。

○フリーマッチング
民間事業者が、それぞれ希望する水道事業者と自由に意見交換を行う。

開催実績

年度	開催実績
平成22年度	3回
平成23年度	3回
平成24年度	5回
平成25年度	4回
平成26年度	4回
平成27年度	4回
平成28年度	4回
平成29年度	第1回(8/21):東京都 第2回(10/3):北海道 第3回(12/5):岡山県 第4回(2/9):奈良県

グループディスカッション

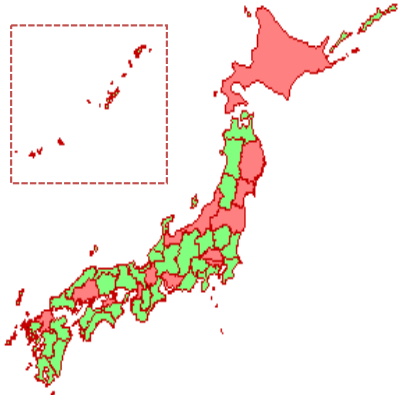

:既開催都道府県

※平成29年度参加実績
(第1回:20水道事業者、34民間事業者、88人)
(第2回:15水道事業者、28民間事業者、78人)
(第3回:19水道事業者、34民間事業者、90人)
(第4回:32水道事業者、41民間事業者、130人)